

宜野湾市地域公共交通推進協議会幹事会設置規程・議事概要

**令和5年9月
宜野湾市地域公共交通推進協議会**

1. 宜野湾市地域公共交通推進協議会幹事会設置規程

宜野湾市地域公共交通推進協議会 幹事会設置規程

令和5年7月7日制定

(目的)

第1条 この規程は、宜野湾市地域公共交通推進協議会規約（令和4年5月2日施行。以下「規約」という。）第9条第1項の規定に基づき、宜野湾市地域公共交通推進協議会幹事会（以下「幹事会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 幹事会は、宜野湾市地域公共交通推進協議会（以下「協議会」という。）に提案する事項について協議又は調整するものとする。

(組織)

第3条 幹事会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 建設部次長
- (2) 市民経済部次長
- (3) 総務部次長
- (4) 企画部次長
- (5) 健康推進部次長
- (6) 福祉推進部福祉担当次長
- (7) 基地政策部次長
- (8) 教育委員会指導部次長

(幹事長及び副幹事長)

第4条 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、幹事長に建設部次長、副幹事長に市民経済部次長をもって充てる

- 2 幹事長は幹事を代表し、会務を総理する。
- 3 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故はあるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 幹事会の会議(以下「会議」という。)は、幹事長が招集する。

- 2 会議は、幹事の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 幹事については、幹事会に代理の者を出席させることができる。

- 4 幹事会の議事は、出席した幹事及び代理人の過半数で決し、可否同数の場合は、幹事長の決するところによる。
- 5 幹事会は、必要があると認めるときは、幹事以外の者に対して、会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 6 幹事長は、必要と認めるときは、幹事の招集を行わず、書面その他の方法（以下「書面等」という。）によって会議を行うことができる。
- 7 幹事会における協議の結果等については、協議会に報告するものとする。

（庶務）

第6条 幹事会の庶務は、協議会事務局において処理する。

附 則

この規程は、令和5年7月7日から施行する。

2. 宜野湾市地域公共交通推進協議会 第1回幹事会議事概要

日時：令和5年8月7日（月）14時～

場所：宜野湾市役所第3常任委員会室

議題. 宜野湾市地域公共交通計画骨子(案)について

第1回幹事会では、地域公共交通計画骨子(案)について協議・調整を行った。議事概要は以下のとおり。頂いた意見への対応については、計画素案の作成段階において検討する。

No.	主な指摘・ご意見	回答・対応方針
1	✓ 一部の地域では、スクールバス導入の要望があるが、宜野湾市内の小中学校は文科省の「学校適正規模・適正配置」の基準内で配置されている。一方で、通学距離が遠距離となる地域もあり、今後は認定こども園への移行もあることから、児童の通学・通園については今後の検討課題である。	✓ 児童の通学等に係る課題については、引き続き情報共有させて頂きたい。
2	✓ 公用車等のEV化に関する施策があるが、現時点ではEV車よりハイブリッド車の方がCo2削減には良いという意見もある。	✓ EV車に限定することなく、「エコカー」などの記述を検討する。
3	✓ 近年、シニアカーも普及しつつあり、公共交通との連携などが考えられる。シニアカーなどのモビリティを考慮した計画とする必要があると考えている。	✓ パーソナルモビリティは重要であると考えており、頂いたご意見を踏まえ検討したい。
4	✓ 高齢者から、老人センター等の公共施設に行きたいが、「移動手段がない」との意見が多く寄せられている。コミュニティ交通の導入にあたっては、高齢者の移動手段、公共施設への移動手段という視点も必要だと考えている。	✓ 課題の一つとして、「高齢者の外出時の不便」についても取り上げている。施策の骨子案において、「新たな移動サービスの導入検討」を位置づけており、高齢者の移動支援も含めて検討する。

No.	主な指摘・ご意見	回答・対応方針
5	✓ 鉄軌道系の交通システムは長期的な施策であることは理解しているが、計画の方針等で軌道系に関する記述を追記できないか検討頂きたい。	✓ 計画期間を5年としていることから施策とするのは困難だが、理念等の記述において対応可能な検討したい。
6	✓ 観光客の路線バスに対するニーズも高まりつつあるし、西海岸地域のイベント開催時には交通渋滞が深刻である。「路線バスサービスの充実」の施策の一つとして、東西方向路線の利便増進検討とあるが、西海岸エリアから本市東側に向けての路線バスの利便性充実の検討と理解しているか。	✓ 東西方向の利便増進検討は、西海岸エリアを想定しており、市民及び観光客の利便性向上につながることをできないかと考えている。
7	✓ 公共交通の利用促進や時差出勤については今後検討する必要があると考えている。しかしながら、市外から市役所に通勤している職員も多いため、公共交通サービスが充実していないことには公共交通による通勤の促進が難しい。本市の地域公共交通計画のみで解決する課題できない部分もあり、沖縄県や周辺市町村との連携が重要であると考えている。	✓ 公共交通の利便性向上を図るためには、ご指摘のとおり周辺市町村や沖縄県との連携が重要であると考えている。
8	✓ 地域公共交通の課題が8つ挙げられているが、解決に向けて優先順位は検討しているのか。地域公共交通計画の施策の実施にあたっては、ハード整備など時間を要する施策、早期に着手可能なソフト施策があると考えているが、施策の優先順位を定めることが重要ではないか。	✓ 西普天間住宅地区への対応については喫緊の課題と認識している。計画策定にあたっては施策の優先順位なども含めて検討を進めたい。
9	✓ 目標3「公共交通の利用を促進する」の施策として、小中学生、高校生のモビリティマネジメントが示されているが、大学生を対象とした施策はないのか。	✓ モビリティマネジメントに関して、本計画においては、まずは小牛学校、高校生を対象とした施策として位置づけたい。